

## 江津市ブロック塀等安全確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江津市建築物耐震改修促進計画に基づき、大規模地震発生時に予想されるブロック塀等の倒壊又は転倒による災害を防止し、避難路等の通行者の安全を確保することを目的として、市民等が自ら行うブロック塀等の除却及び建替えを支援するため予算の範囲内で補助金を交付することについて、江津市補助金等交付規則(平成2年江津市交付規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造、コンクリートブロック造、れんが造、石造、門柱その他の組積造の塀をいう。
- (2) フェンス等 金属製フェンス、板塀、生垣及びこれらに類するものをいう。
- (3) 避難路 江津市建築物耐震改修促進計画に定める次のアからウのいずれかに該当する道路とする。
  - ア 通学路として利用する道路
  - イ 島根県緊急輸送道路ネットワーク計画に掲げる江津市内の道路
  - ウ 江津市立地適正化計画で掲げる居住拠点区域内にある建築基準法の道路及び道路法の道路
- (4) 建築士 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する一級建築士及び二級建築士をいう。
- (5) ブロック塀診断士 公益社団法人日本エクステリア建設業協会の認定を受けて資格登録をしているブロック塀診断士をいう。
- (6) 除却 ブロック塀を解体し、除却することをいう。
- (7) 建替え ブロック塀等を解体し、新たなフェンス等を新設する工事をいう。
- (8) 耐震診断 補助対象ブロック塀等の点検表に基づき塀の安全性を診断することをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内にブロック塀等を所有する者とする。

(補助対象ブロック塀等)

第4条 補助(除却に限る。)の対象となる既存ブロック塀等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 避難路に面して設置されたもの
- (2) ブロック塀等の高さが0.8メートルを超えるもの
- (3) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

第5条 補助（建替の場合の新設に限る。）の対象となるフェンス等は、次の各号のいずれかに該当し、第4条によるブロック塀等を除却した後に設置するものであること。

- (1) フェンス等にあつては、設置後安全で容易に倒れないものであること。
- (2) 生垣にあつては、適切に管理し、道路及び隣接地にはみ出さないものであること。

（補助対象工事及び補助金の額）

第6条 補助金の対象工事は、補助対象ブロック塀等の除却又は建替えとする。

- 2 補助金の額及び補助限度額は、前項に規定する補助対象工事に要する費用（補助対象ブロック塀の長さ1メートル当たり8万円を限度とする。）の3分の2以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、264,000円を限度とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、ブロック塀等の補助金交付申請（様式第1号）に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事の内容が確認できる図書（配置図、平面図、立面図、カタログ等）
- (2) 建築士又はブロック塀診断士が作成した補助対象ブロック点検表位置図（付近見取図）及び現況写真（2面以上）
- (3) 工事見積書（補助対象ブロック塀等の内容を確認できるもの）の写し
- (4) 補助対象ブロック塀の所有者が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条より交付申請が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、補助事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 工事に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 施工箇所の写真（ブロック塀等除却及びフェンス等築造後）
- (3) その他市長が必要と認める書類等

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。